

令和4年度 有田町当初予算編成方針

第1 町の財政状況

1. 令和3年度の財政状況

- 歳入面では、地方交付税の交付額が想定より大きく、国庫・県費も追加交付があったため、当初予算より一定程度増収となる見込みである。
- 歳出面では、幾つかの大型事業が継続している中、新型コロナウイルス感染症対策に加え近年激甚化・頻発化している自然災害への対応などにも追加の財政需要が生じる可能性もあり、引き続き慎重な財政運営を行っていく必要がある。

2. 令和4年度の財政見通し

- 町税収入は、3年度当初予算と比較すると持ち直す見込みである。これに伴い、地方交付税と臨時財政対策債は減額となると想定している。
- 令和3年度の臨時の財源（財政調整基金の取崩しやコロナ関連臨時交付金など）は特例的な対応であるため、これを除くと、歳入全体では大幅な減額となる見通しである。
- 歳出面では扶助費、補助費等や施設修繕費などが増額となる見込みである。
- 歳入の減および歳出の増により、令和4年度については、現時点で約9億円の財源不足が見込まれている。また、財政調整基金についても、3年度内に取り崩した額を積み戻すことができず、基金残高が減少に転じる見込みとなっている。さらに、今後の感染状況などによっては、町税収入の下振れや追加の財政需要が生じる可能性があり、町財政は危機的状況と言える。
- 現状、ある程度行政のスリム化が進んでいるが、改めて補助金の削減や町有財産の売却といった量的削減に取り組む余地がないか検討し、歳出削減・歳入確保に努めなければならない。
- 量的削減のみならず、令和4年度予算について根本的な施策・事業見直しを徹底するのは勿論のこと、令和3年度の予算執行についても、事業中止を含めて節減・抑制を行い、財源確保の取組みを強力に推進していく必要がある。

第2 予算編成方針

- 令和4年度予算編成にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策の継続を想定するだけでなく、収束した後の、国の経済対策等と連動した取り組みや、ポストコロナを見据えた施策を展開していく必要がある。
- 「第2次有田町総合計画」および「第2期有田町まち・ひと・しごと創生総合戦

略」に位置付けられた施策については、着実な推進が求められるが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、適切に取り組む必要がある。

○令和3年度において、財政調整基金は、決算繰越額の積戻しを合せても3億円弱減少する見通しであり、このペースが継続した場合、8年後には基金が枯渇することとなる。また、減収補てん債や臨時財政対策債で財政不足を補っているため、将来世代に財政負担を先送りしているのが実情である。この状態を脱却し、今後の財政運営を持続可能なものとするためにも、不断の事業見直しが求められる。

○厳しい財政状況にあっても必要な施策を着実に推進し、町民が安心・安全に暮らす日常を取り戻すため、各所属長は下に示す7つの視点に立ち、予算を要求すること。

○令和4年度当初予算は、町長選挙が行われることから、義務的経費を中心とした骨格予算として編成する。骨格予算の編成作業については、別途通知する「令和4年度予算編成基準」を参照すること。

※予算要求後に、社会経済情勢が変化したことなどにより新たな対応が必要となった場合については、適宜、予算編成過程で調整を行う。

1. 新型コロナウイルス感染症への対応

○新型コロナウイルス感染症対策やその収束後を見越した経済対策に必要な事業は、感染状況や国・県の動向を踏まえて要求すること。

2. 事業の見直し・検証

○令和3年度予算編成において新型コロナウイルス感染症への対応として計上を見送った事業は、根本に立ち返って事業の必要性を検討すること。事業を実施する場合であっても、改めて「業務プロセス・技法は適切か」といった観点から業務効率化の見直しを行ったうえで要求すること。

○行政デジタル化の流れや技術革新を踏まえ、住民サービスの向上・業務改革・働き方改革を推進する視点から、事務の自動化・電子化や効率化、簡素化を積極的に検討すること。

○特別会計・企業会計への繰出金は、町の財政運営や財政健全化判断比率に大きく影響することを念頭に、独立採算性の確保と健全経営に努め、一般会計同様に事務事業の見直しを行うこと。

3. 客観的指標による政策立案

○効果的な事業実施のため、原則として、検証可能な成果目標を設定し、事務事業の総点検を行うこと。この結果をもとに事業の成果を検証し、より効果的な施策・事業構築に努めること。

○新規事業を計画する際は既存事業の廃止・見直しも併せて検討し、原則、現在の配置人員で無理なく実施できるような計画を立案すること。安易な会計年度任用職員の雇用要求は控えること。

4. 財源の重点的配分

- 各所属長は、町の厳しい財政状況と社会経済情勢を鑑み、町が直面する様々な行政需要に的確に対応するため、本当に必要な施策・事業を見定め、重点的に財源を配分するよう予算を要求すること。

5. 国・県の動向の把握

- 国の予算編成や地方財政対策、県の取り組みなどは積極的に把握し、予算編成に的確に反映させるとともに、町の負担が過度に大きくならないよう努めること。

6. 歳入の確保

- 民間資金・寄附金の確保や町有施設の有効活用などについては、積極的に取り組むこと。
- 国庫補助事業については従来以上に情報収集を行い、極力国庫補助を活用できるように努めること。特にコロナウイルス感染症対策（経済対策などを含む）に係る交付金・補助金は積極的に活用すること。
- 旧合併特例事業債（合特）については、現時点で合特を活用している事業の完了までに要する経費を考慮した場合、残っている活用可能枠はほぼなくなっている。また、過疎対策事業債（過疎債）は佐賀県への配分枠があり、県内の他市町とも調整が生じることがある。これらのこと踏まえ、地方債の活用を希望する事業については、その必要性を勘案したうえで、11月中旬までに財政課起債担当者と協議を行うこと。

7. 施設等の計画的整備

- 公共施設等総合管理計画および個別施設計画に基づき、財政負担の軽減・平準化と施設の最適配置を実現するため、更新や長寿命化などは計画的に行うこと。同時に、施設の統廃合による総量縮減や民間活力の導入など、さまざまな手法を積極的に検討すること。

第3 予算見積りの基準

- 原則的に上記の方針に従って見積りを行うこと。細部については、別途通知する「令和4年度予算編成基準」を参照すること。
- 特別会計・企業会計の予算見積りに当たっては一般会計に準じること。一般会計からの繰出金の増加は町の財政運営にも大きく影響するため、事業収入の確保や長期的な收支見通しに基づく経営改善・合理化の徹底に努めること。